

令和5年3月31日

令和5年度市政運営の基本方針

国分寺市長 井澤 邦夫

令和5年2月24日に表明した「令和5年度施政方針」に則して各部の運営方針及び組織目標を定め、令和5年度の主な取組を着実に推進すること。

なお、各部の運営方針及び組織目標を定めるに当たっては、次に掲げる事項も踏まえるとともに、現在までの対応状況を検証・分析し、広く情報収集に努め、先駆的な取組を盛り込むこと。

1 施政方針を踏まえた対応

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大から3年が経過し、令和5年5月には感染症法上の位置付けも2類相当から5類へ引き下げられることになり、経済活動の一層の正常化が進むこととなった。令和5年度は、引き続き必要な感染症対策を講じつつ、各種イベントをはじめとする全ての事業を実施し、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えたまちの活性化を図っていくこと。
- (2) ウクライナ情勢等を起因とする物価高騰が、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしていることから、市内の経済動向等を注視した上で、市民生活と地域経済を支える必要な支援策を適時適切に講じること。
- (3) 令和5年度は、関東大震災から100年となる節目の年であり、切迫性が指摘されている首都直下地震への対策強化を含め、更なる強靱なまちづくりを推進するため、ハード・ソフトの両面から自助力・共助力・公助力の強化につながる取組を推進すること。

- (4) 2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の達成を目指し、あらゆる施策、事業において脱炭素の視点を取り入れるとともに、環境問題への対応を全ての政策の基軸として位置付け、持続可能な自治体経営を推進すること。
- (5) 『国分寺市行政デジタル化推進計画』に基づき、デジタル技術を積極的に活用した行政改革に取り組み、将来にわたって市民サービスを維持向上できるスマート自治体への転換に向けた取組を庁内横断的に推進すること。特に令和5年度から6年度にかけては、新庁舎への移転を見据えて、新たな行政サービスの創出と新しい働き方の構築について重点的に取り組むこと。

2 『国分寺市総合ビジョン』等を踏まえた方針

- (1) 令和5年度は、『国分寺市ビジョン』に掲げる「ともに進める」、「ともに高める」、「ともにつなげる」というまちづくりの基本理念を、市政運営の原点として改めて念頭に置き、市民・事業者等と共に、様々な施策の推進を通じて更なるまちの発展につなげていくこと。その上で、『国分寺市ビジョン後期実行計画』（以下「後期実行計画」という。）に位置付けた各施策を着実に推進するとともに、『第2次国分寺市総合ビジョン』の策定に当たり、現下の急速な社会状況の変化を捉えながらも、老若男女問わずに明るい未来のまちの姿を描けるよう、市民やステークホルダー等と意見交換を行いながら全庁一丸で策定すること。
- (2) 『後期実行計画』は、「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念の一つを根幹に掲げており、各施策に関連するSDGsのゴールを位置付けている。このことを強く意識し、各施策の推進を通して、

将来にわたり活力あふれる持続可能なまちの実現につなげること。

- (3) 『第Ⅰ期 国分寺市業務改革プロジェクト』に掲げる理念の下、職員一人一人が業務改革（BPR）の視点を持ち、既成概念にとらわれずに業務効率化を追求し、そのことで生み出された時間は、真に職員が担うべき業務へ集中させること。
- (4) 本市が持続可能な自治体で在り続けるためには、充実した行政サービスの提供と堅実な財政運営を同時に実現していく必要がある。このことを職員全員が十分に認識し、事業の「選択と集中」や新たな財源の獲得に向けた視点を持ち、行財政運営を「自分ごと」として捉え事務事業を執行すること。

3 適正な事務執行の確保に向けた方針

- (1) 職員一人一人が改めて仕事の目的とアウトカムを意識し、業務フローに沿って的確に事務事業を執行すること。
- (2) 根拠法令等を確認・理解し、遵守した上で、適正な手続を経て事務事業を執行すること。不適切な事務執行は、市民の本市に対する信用失墜につながることから、重層的なチェック体制を構築し、その仕組みを確実に機能させること。また、事案の重要度、影響度等に応じて所管課限りの扱いや判断とせず、適時適切に部内・庁内で共有し、市として最善の対応を図ること。
- (3) 市民への説明責任を十分に果たし、市政運営の透明性を確保するとともに、庁内横断的に情報共有を図り、組織の縦割りによる弊害を厳に排除すること。
- (4) 市が抱える諸課題を念頭に置き、常にアンテナを張ることで、社会情勢や地域の動きを含め、課題を取り巻く状況の変化について、遺漏な

く把握するよう努めること。得られた情報は、必ず関係部署と共有を図り、課題解決に向けて機を逸することなくスピード感を持って対応すること。

(5) 常に市民目線に立ち、市民に寄り添う現場主義を徹底し、迅速かつ正確に事務事業を執行すること。即応すべき事案が発生し、予算を要することとなる場合は、速やかに財政部門と協議すること。

(6) 超過勤務については、所属長だけでなく、所属部長においてもこれまで以上に的確な実態把握を行うこととし、その上で、互いに協力して生産性を高めるためのマネジメントを実践し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を推し進めること。

(7) 新庁舎建設や公共施設マネジメントを考慮し、二重投資となることがないように、計画的・効率的な予算執行をすること。

(8) 令和5年度当初予算に計上した事業に早期着手し、確実に実行できるよう、適時適切に進行管理を行うこと。

4 職員の人材育成に向けた方針

(1) 『国分寺市人材育成基本方針（第3期）』及び『国分寺市人材育成実施計画』を踏まえ、職員の育成・指導を行うこと。また、『ハラスメントの防止等に関する指針』を周知徹底し、良好な職場環境を維持すること。

(2) 少子高齢化の進展、市民の価値観の多様化などの社会環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な市政運営を行うため、一歩先を見据えて自律的に行動できる職員の育成を行うこと。また、行政のデジタル化の推進に向け、職員一人一人がデジタル技術を駆使することができるよう、知識及び能力の向上に取り組むこと。

(3) 公務の内外を問わず、常に国分寺市職員としての自覚と責任を持って行動すること。

(4) 「国分寺市民」の一人として、積極的に地域づくりに関わる場に参加し、市民と共にまちづくりを進めることができる職員の育成を行うこと。

5 各部の運営方針等の取扱い

この基本方針に基づく「各部の運営方針」と「目標設定」については、4月初旬に実施する市長、副市長又は教育長との面談時に提出すること。

また、人事異動の内示を受けた者は、事務引継ぎを丁寧かつ確実に行った上で、新たな配属先の運営方針等を作成すること。